



在宅歯科医療連携室だより 令和6年 夏号

発行 福島県福島市仲間町 6-6
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

令和6年度介護報酬改定のポイント（口腔関連）

●リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組の推進

リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書

関係職種による各アセスメント内容を共有し、各取組についての情報を一体的に共有することで、多職種が連携し、それらを踏まえた共通課題を抽出し、共通目標を設定するとともに、具体的なケア内容に反映させる。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ（53単位/月）

※Ⅰは口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算の算定、及びLIFEに情報提出が必要

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ（33単位/月）

●口腔衛生管理の強化

介護保険施設・・・口腔衛生管理体制整備の実施事項に、「入所者の定期的な口腔の健康状態の評価」が追加された。

特定施設・・・口腔衛生管理体制加算が基本サービス費に包括化（体制整備は3年の経過措置）
入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

●歯科医療機関での継続した口腔健康管理

訪問系サービス及び短期入所系サービスにおいて、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する **口腔連携強化加算（50単位/月）** が新たに設けられた。



様々な場面で、利用者や入所者の口腔の健康状態の把握（スクリーニング）が求められます。国が示す参考様式用等をご利用ください。

※ 本会作成「口腔スクリーニング表」もございます。

福島県歯科医師会 訪問歯科診療

検索 🔍

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。
※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。